

愛知県肝炎対策推進計画（仮称）の策定について

1 計画策定の経緯

- 本県では、平成14年度から国のC型肝炎等緊急総合対策を受け、肝炎に関する普及啓発や肝炎ウイルス検診を実施してきており、平成19年度からは、保健所での無料肝炎ウイルス検査の実施、平成20年度からは、無料肝炎ウイルス検査の医療機関への拡大や、肝疾患診療連携拠点病院の整備をはじめとする診療体制の整備など肝炎対策を総合的に拡充してきており、その中で、平成20年8月、本県における肝炎対策の現状や課題を明らかにし、県等が今後取り組むべき対応等をまとめた「肝炎対策ガイドライン」を策定し、肝炎対策を推進してきた。
- 平成23年5月、肝炎対策基本法第9条に基づき、国や地方公共団体が取り組むべき方向性を示した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下「肝炎対策基本指針」という。）」が策定され、その中で都道府県は、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市町村と連携した肝炎対策を推進することが望ましい旨、示された。

2 肝炎対策推進計画（仮称）策定の考え方

- 20年度以降の肝炎を取り巻く新たな法律制定や国の施策等を踏まえ、23年5月に策定された「肝炎対策基本指針」による都道府県の役割等を検討し、愛知県肝炎対策ガイドラインに本県の進むべき方向やそのための対策など必要な内容を加え策定する。
- 計画期間 平成25年度～平成29年度
- 肝炎対策推進計画（仮称）は、計画期間内であっても必要があるときはこれを変更する。
- 肝炎対策推進計画（仮称）は、毎年、取組状況を肝炎診療協議会において、報告していくこととする。

3 肝炎対策推進計画（仮称）策定スケジュール（予定）

